

仕事と育児の両立

産前産後・育児休業制度について



株式会社アスモフードサービス
人事総務課

妊娠が分かったら

- 担当マネージャーに妊娠の報告をしていただき、出産後復帰するかどうか、産休に入るまでの業務内容に変更があるか等、今後の予定を確認してください。
- 体調不良や健診等、必要に応じて労働時間の短縮や休暇の調整を行いますので、気兼ねなく担当マネージャーに申し出てください。
- 産休は申し出をされた方全員が対象です。
- 育休は、条件に該当すれば対象となります。（3ページ参照）

- 尚、職場復帰を予定している方には、休業に必要な書類等を郵送いたしますので、必ず担当マネージャーに報告をしてください。
- 産休や育休の制度を確認したり、復帰後の養育について、周りの方々と一度お話ししてみてください。
- 制度について分からないことがある時は、人事総務課までご連絡ください。

産前・産後休業とは

- 出産を予定している方であれば、どなたでも取得できます。
- 産前休業は、予定日の6週間前（双子以上は14週間前）から取得できる休暇制度です。
- 産後休業は、出産日の翌日から8週間までの取得となります。
- ただし、産後6週間を過ぎた後本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。
- 社会保険に加入している方は、申請により期間中の健康保険料及び厚生年金保険料が免除になります。

<こんな時は>

- 体調不良で予定よりも前に休みたい。→休めます。
産休前の休みは、有給消化または欠勤での対応となりますが、いつから休むのかを担当マネージャーに相談してみてください。
- 但し、休みが早まっても社会保険料の免除は予定日の6週間前からとなります。
- つわり等出産による体調不良があり、且つ医師の証明がある場合は、傷病手当が申請できます。

育児休業とは

- 育児休業は、申し出により1歳に満たない子どもを養育する方が取得できる休暇制度です。
- 申出期限は、原則1か月前までとなります。
- 労働者であれば、性別を問わず取得できます。
- 令和4年10月1日～分割して2回取得も可能となります。
- 休業は原則1歳の誕生日前までに、職場復帰をする方が対象になります。
- 有期雇用（パート）の方は、休業中も雇用契約を更新されていれば取得できます。
- 社会保険に加入している方は、申請により期間中の健康保険料及び厚生年金保険料が免除になります。

<対象外>

- 子が1歳6か月（もしくは保育所に入所できない場合は2歳）に達する日までに、労働契約が満了する方。
- 休業を開始する時点で、育児休業終了後に離職する予定のある方。

育児休業給付金とは

- 育児休業給付金は（雇用保険に加入している）育児休業等を取得した方が、申し出により1歳（一定の要件に該当した場合は1歳2か月、さらに保育所に入所できない場合は1歳6か月または2歳）に満たない子どもを養育する雇用保険の加入者が、原則育児休業開始日前2年間に、
月11日以上勤務かつ12か月以上ある場合に申請により支給されます。
- 育児休業開始日前2年間に、病気等の理由により休職した場合は、一定の要件を満たせば対象となります。
- 休業は原則1歳の誕生日前まで、職場復帰をする方であれば、性別を問わず対象となります。
- 有期雇用（パート）の方は、上記の条件に加え休業中も労働契約を更新した方が対象となります。
- 休業を開始する時点で、育児休業終了後に退職する予定のある方は支給できません。

支給される金額は

<支給月額>

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%（育休開始から半年経過後は50%）

- 休業開始時賃金日額とは・・・育児休業を開始する前6ヵ月間の賃金（総支給額） ÷ 180
- 支給日数とは・・・基本30日、支給最終月はその日までの日数。

<申請方法>

- 申請は原則2か月毎に2か月分、まとめて電子申請を行います。
- 保育所に入所できない場合や、予定より早く復職する場合は、申請に必要な書類を提出いただく場合があるため、早めにご連絡ください。

出生時育児休業（産後パパ育休）とは

- 出生後8週間以内に、最大4週間（28日間）取得可能です。
- 申出期限は、原則2週間前までとなります。
- 初めにまとめて申し出る事で、分割して2回取得可能です。
- 有期雇用（パート）の方は、上記の条件に加え休業中も労働契約を更新していれば取得できます。
- 社会保険に加入している方は、申請により期間中の健康保険料及び厚生年金保険料が免除になります。
- 有期雇用（パート）の方は、上記の条件に加え休業中も労働契約を更新した方が対象となります。
- 休業を開始する時点で、育児休業終了後に退職する予定のある方は受給できません。

制度に関する問い合わせ先

<勤務について>

- 各事業所の担当マネージャーにご相談ください。

<制度や提出物について>

- 本社人事総務課の育休担当にご連絡ください。

TEL：03（3349）8551

<書類等郵送先>

〒163-0825

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル25階

株式会社アスモフードサービス 人事総務課 育休担当あて

※承認印が必要な書類に関しては、担当マネージャーへ提出してください。